



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*49 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる特に必要と認められる場合を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第2条、第2条の3、第2条の4及び第3条関係)

2 施行期日

平成29年10月1日から施行します。

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第49号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「日」の次に「(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条第1号」を加え、同条第3号中「が1歳6か月に達する日」を「の1歳6か月到達日」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第 3 条第 7 号中「こと」の次に「又は第 2 条の 4 の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、平成29年10月 1 日から施行する。